

平成29年12月27日

留学生 各位

国際文化研究科長

平成30年度4月期東北大学国際交流会館及びユニバーシティ・ハウス
外国人留学生入居者募集について

記

●施設及び所在地

・国際交流会館三条第一会館	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
・国際交流会館三条第二会館	981-0935	仙台市青葉区三条町10-15
・国際交流会館東仙台会館	983-0833	仙台市宮城野区東仙台6-14-15
・ユニバーシティ・ハウス三条	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
・ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
・ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ	981-0935	仙台市青葉区三条町19-1
・ユニバーシティ・ハウス片平	980-0811	仙台市青葉区一番町1-14-15
・ユニバーシティ・ハウス長町	982-0011	仙台市太白区長町8-6-10

【ホームページ】http://sup.bureau.tohoku.ac.jp/housing/index_en.html

(A)外国人留学生入居者募集

1. 募集居室数

●国際交流会館三条第一会館

家族用(48㎡)	19室
夫婦用(46㎡)	36室
単身(男子)用(18㎡)	26室
単身(女子)用(18㎡)	35室

●国際交流会館三条第二会館

家族用(47㎡)	2室
夫婦用(32㎡)	8室
単身(男子)用(16㎡)	27室
単身(女子)用(16㎡)	12室

●国際交流会館東仙台会館(本館)

単身(男子)用(9㎡)	10室
単身(女子)用(9㎡)	6室

●国際交流会館東仙台会館(別館)

夫婦用(36㎡)	7室
単身(男子)用(18㎡)	4室
単身(女子)用(18㎡)	3室

●ユニバーシティ・ハウス三条

Aタイプ(男子)用(10㎡)	募集無
Aタイプ(女子)用(10㎡)	4室 ※Aタイプはシャワー・トイレが共用
Bタイプ(男子)用(13㎡)	12室 ※Bタイプは個室にシャワー・トイレあり
Bタイプ(女子)用(13㎡)	11室 "

※Aタイプは主として学部学生用、Bタイプは主として大学院生用となります。

●ユニバーシティ・ハウス三条Ⅱ

Aタイプ(男子)用(12㎡)	28室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	16室

●ユニバーシティ・ハウス三条Ⅲ

Aタイプ(男子)用(15㎡)	15室
Aタイプ(女子)用(15㎡)	5室

●ユニバーシティ・ハウス片平

Aタイプ(男子)用(12㎡)	13室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	4室

●ユニバーシティ・ハウス長町

Aタイプ(男子)用(12㎡)	4室
Aタイプ(女子)用(12㎡)	3室

2. 入居資格

平成30年4月現在、本学に在学(在学見込みの者を含む)する外国人留学生
(学部学生、大学院学生、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生)

※以前、留学生の身分、または配偶者の身分で6か月を超えてユニバーシティ・ハウス
(以下:UH)、国際交流会館(以下:会館)、旧応急学生寄宿舍に入居した者は、申請
資格・同居資格がありません。ただし、以前6か月を超えて入居した者も、夫婦室、
家族室に限っては申請ができます。(必ず家族と住む場合に限る。)
また、以前、留学生の身分、または配偶者の身分で6か月以内入居した者は、6か月の
期間で新たに申請ができます。

※現在、UH・会館に入居している者が、他のUH・会館に申請することはできません。

ただし、平成29年10月から単身室に住んでいる方で、家族を呼び寄せる場合は、家族室・夫婦室へ6か月の期間で申請ができます。

※以前、入居申請をして不許可となった者が入居を希望する場合は、今回改めて入居申請することができます。

3. 入居期間

原則として下記のいずれかとなります。入居日は以下7を参照してください。

・平成30年4月1日～平成30年9月14日

・平成30年4月1日～平成31年3月15日

交換留学生は、平成30年8月31日、平成31年2月28日までの申請も可能。

※これより短い期間では申請できません。

※退居後のハウスクリーニングを実施しますので、9月30日、3月31日までの入居期間ではありません。卒業にかかる学生でも、学位記授与式までの入居はできませんので、ご注意ください。

【退居月の寄宿料等について】

許可された入居期間の最終月2・3・8・9月の15日までに退居する場合、当該月の寄宿料及び共益費は半額となります。入居期間が9月15日までの者が、8月15日までに退居しても8月分は半額にはなりません。入居許可書に記載された最終月のみ半額になります。

短期留学の学生の方は、入居期間の入力の際、ご注意ください。

4. 寄宿料等

別紙の一覧表を参照してください。

5. 入居申請

入居を希望する者は、「東北大学国際交流会館及びユニバーシティ・ハウス入居申請書」(様式1-1、1-2)のエクセルファイルにデータを入力し、教務係にEメールにて送付してください。

申請書の提出方法

電子メールにエクセル形式の申請書を添付して教務係まで送付

教務係メールアドレス:int-kkdk@grp.tohoku.ac.jp

メール件名は「宿舎申請希望: (氏名・学年)」としてください。

→記入例:「宿舎申請希望:王 東北・MC1」

提出期限:平成30年1月16日(火)17:15<期限厳守>

6. 入居許可

選考結果及び入居許可書は、2月中旬頃に本研究科を通じて申請者に通知されます。

7. 入居日等

入居を許可された者は、入居許可書に記載してある入居期間の開始日から7日以内に、許可された学生寄宿舍で手続きの上、入居すること。

入居開始日は、次のとおりです。

平成30年3月28日(水)

※ 土日の入居はできません。

※ 入居希望日を入居申請書に入力してください。

※ 東仙台会館の一部の居室は4月6日(金)からとなります。

8. 入居許可の取消し・退居命令

許可された入居期間の開始日から7日以内に理由なく入居しない場合及び入居許可者以外の者を宿泊させた場合等、「東北大学国際交流会館規程」、「東北大学ユニバーシティ・ハウス管理運営規程」及び「大学又は管理室から指示された事項」に従わない、又は違反した者は、入居許可の取消し、又は退居を命ずることがあります。

昨年度、騒音行為により他の入居者への迷惑行為を行い、嚴重注意処分、又は退居処分を受けた留学生がおりました。入居許可者は、日本の文化や習慣、入居ルールを順守する義務があり、入居者全員が快適に生活できるように協力することが求められます。

9. その他留意事項

① 記入漏れ等により選考上不利になる場合がありますので、申請書すべての記入欄に記入漏れがないことを確認してください。(学籍番号が未定の場合は、「未定」と記入してください。フリガナが記入できない場合は、空欄にしてください。)

② 4月から東北大学に入学予定の方も、学生寄宿舍の入居申請ができます。受験生の方は合格発表後に申請しても間に合いませんので、入学を前提に申請してください。

③ 進学予定のある研究生の方については、1年間の入居期間で申請できます。在学期間は、進学後の期間も含めて記入してください。

④ 夫婦室・家族室への入居希望者については、下記の書類を添付してください。

【家族が日本にいる場合】

・申請者との続柄が証明できる書類のコピー(国民健康保険証など)

【家族を日本に呼び寄せる場合】

・申請者との続柄が証明できる書類のコピー(結婚証明書など)

・呼び寄せる家族の在留資格認定証明書、又は証明書の交付を申請したときに入国管理局より発行される申請受理票のコピー

【家族を伴って来日する場合】

・申請者との続柄が証明できる書類のコピー(結婚証明書など)、日本で同居する家族のパスポートのコピー

○結婚予定の方は、入居日までに上記の書類が提出できることが申請条件となります。

○申請時に上記の書類が提出できない方は、申請書に理由書を添付し、後日提出してください。

⑤在学期間が平成30年4月現在で1年半の留学生が、1年間入居を許可され、残り半年間の入居場所を探すのに苦労するケースが増えています。1年間入居後の居室の延長はできませんので、考慮した上、お申込みください。